

高知くらしの護身術

185

ネットオークション

詐欺被害なら補償制度も

(2010年10月5日掲載原稿)

インターネットのオークションは、オークションサイトに登録することで商品を出品、落札できるサービス。市販品を流通価格より安く購入できたり、普段入手できないレア物を見つけられることもあります。利用が拡大するとともに、利用者間のトラブルも増えています。

「代金を振り込んだのに商品が届かない」という場合はまずは出品者に連絡し、交渉してください。連絡が取れない場合は出品者に内容証明郵便で解約・返金請求を試みることです。郵便物があて先不明で戻ってきた場合、詐欺の可能性もあるので警察に被害届を出してください。このような場合、オークション事業者が、補償制度を設けている場合もあるので規約などを確認してください。

ネットオークションの契約は、出品者と落札者の申込と承諾の意思表示が合致した時点で契約が成立します。落札前に取引の条件が明確に示されていれば落札時に契約は成立。一方、落札後に双方の交渉により価格などの取引条件が決定される場合は、その後の交渉で合意した時点が契約の成立と考えられます。

利用者間でトラブルが生じても、取引に実質的に関与していなければオークション事業者は原則、責任を負いません。便利な半面「自己責任」が原則の個人間売買であり、十分な注意が必要です。

トラブルを防ぐためにも、契約前には必ず出品者と交渉しましょう。商品代金や送料のほか、消費税の有無をよく確認しましょう。また、メールなどの関連資料は取引が終了するまで保存しておきましょう。